入札者に対する指示書（調査等）

目　　次

第 1　目的
第 2　入札者を拘束する書類
第 3　入札の参加義務等
第 4　入札前の調査等
第 5　入札執行の日時及び場所等
第 6　入札時の提出書類
第 7　入札書の様式
第 8　入札書の作成方法
第 9　入札書の提出方法
第 10　入札の辞退
第 11　開札の方法
第 12　公正な入札の確保
第 13　入札の中止等
第 14　入札の無効
第 15　落札者の決定
第 16　低入札価格調査
第 17　再度入札
第 18　同評価点の入札者が 2 者以上ある場合の落札予定者の決定
第 19　契約の保証
第 20　契約上の注意事項
第 21　設計図書等に関する質問
第 22　入札に参加する上での不正行為防止に関する事項の承諾

【入札の辞退（第10）に関する補足について】

入札書を投函した後の辞退は認められません。錯誤（桁間違いなど）、積算ミス又は仕様書等の認識不足等により入札金額を誤記入した場合など理由の如何を問わず、入札の辞退又は入札書の差替等は一切認めることなく、当該入札は有効な入札として取り扱います。その結果、落札者となった場合に当該契約を辞退すると、今後の入札等の参加ができなくなる場合がありますので、ご注意下さい。

【入札に参加する上での不正行為防止（第 22）に関する補足について】

入札者は、第 22 に掲げる事項について、承認・承諾した場合に入札に参加できることとし、入札書の提出をもって、第 22 に掲げる事項について違反する行為を行っていないことを約する旨の誓約書にかえるものとします。

第１　目的

この指示書は、株式会社高速道路総合技術研究所（以下「ＮＥＸＣＯ総研」という。）が締結する調査等業務（以下「業務」という。）の請負契約における総合評価落札方式による入札（以下「入札」という。）の円滑な遂行と契約の適正な履行を図るために必要な事項について、入札に参加する者に指示することを目的とするものである。

第２　入札者を拘束する書類

入札者（請負契約の当事者となりうる個人又は法人をいい、法人の場合は主にその代表者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる書類に拘束されるものとする。（このうち第１号、第２号、第３号、第４号、第５号及び第９号を以下「入札関係書類」という。）

一　入札公告（入札公告があった場合のみ）
二　入札説明書（入札説明書が配布された場合のみ）
三　入札者に対する指示書
四　調査等請負契約書（以下「契約書」という。）
五　契約書第１条に規定する設計図書（以下「設計図書」という。）
六　競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認申請書を提出する場合のみ）
七　参加表明書（参加表明書を提出する場合のみ）
八　技術提案書（技術提案書を提出する場合のみ）
九　追録その他これらを補足する書類

第３　入札の参加義務等

入札者又はその代理人（以下「入札参加者」という。）は、入札指名通知書（以下「通知書」という。）に記載された入札書提出の期限及び場所に、入札書などの必要書類を持参又は郵送（書留郵便若しくは信書便に限る。以下同じ。）により提出しなければならない。

2　入札参加者は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

3　同一の配置予定技術者を重複して本業務以外の業務又は工事にかかる配置予定技術者とする場合で、本業務以外の業務又は工事を落札したことによって当該配置予定技術者を本業務に配置することができなくなった場合は、本業務の入札に参加してはならない。この場合において、配置予定技術者を配置できないにも拘らず入札したときは、その入札を無効とする。

第４　入札前の調査等

入札者は、入札前に業務の予定箇所、入札関係書類及び業務に関するその他の資料について十分調査するものとする。

なお、業務の予定箇所を調査しようとするときは、入札者に対する指示書（別紙）（以下「指示書別紙」という。）に定めるＮＥＸＣＯ総研の契約担当部署に連絡の上、その指示に従わなければならない。

第５　入札執行の日時及び場所等

入札執行の日時及び場所等は、通知書に示す日時及び場所等とする。

第６　入札時の提出書類

入札参加者は、次の各号に該当する書類を提出しなければならない。ただし、年間委任状等で、あらかじめ提出されている書類については、省略することができる。

一　入札者が参加する場合

イ　印鑑証明書　原本

ロ　実印以外の印章をもって入札書を作成する場合は、使用印鑑届（様式第１号）

二　代理人が参加する場合

イ　入札者の印鑑証明書　原本

ロ　実印以外の印章をもって代理人に対する委任状及び印鑑証明書を作成する場合は、使用印鑑届（様式第１号）

ハ　代理人に対する委任状及び印鑑証明書（様式第２号）

三　復代理人が参加する場合

イ　入札者の印鑑証明書　原本

ロ　実印以外の印章をもって代理人に対する委任状及び印鑑証明書を作成する場合は、使用印鑑届（様式第１号）

ハ　代理人に対する委任状及び印鑑証明書（様式第２号）

ニ　復代理人に対する委任状及び印鑑証明書（様式第３号）

第７　入札書の様式

入札書の様式は、様式第４号のとおりとする。

第８　入札書の作成方法

入札書の作成は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

一　入札書の記載数字は、算用数字を用いるものとする。

二　入札金額は、入札関係書類により積算するものとする。

なお、入札日の前日までに設計図書について修正方通知があったときは、修正後の設計図書により積算するものとする。

三　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に所定の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入した金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から所定の消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を入札書に記載すること。

四　入札書は、入札者名及びその印章をもって作成するものとする。ただし、委任状により代理人が権限を有している場合は、代理人名及びその印章をもって作成する。

第９　入札書の提出方法

本入札書の提出は、持参又は郵送に限るものとし、電送による入札書の提出は、認めないものとする。

２　入札参加者は、ＮＥＸＣＯ総研社員の指示に従って封かんした入札書を通知書により指定された提出期限及び場所に提出しなければならない。

3　入札参加者は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取下げをすることができない。
4　郵送により入札書を提出したが提出期限までに送達されない場合、当該入札書は無効とする。

第 10　入札の辞退

入札を辞退しようとする者は、入札を執行する前に、入札辞退書（様式第 5 号）を提出しなければならない。第 17 に規定する再度入札を辞退する者も同様とする。
2　入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けない。

第 11　開札の方法

開札は、第 5 に規定する入札日時にＮＥＸＣＯ総研社員が行う。落札者が決定した場合は、落札者名及びその落札金額等を記載した入札状況調書を電子メールにより入札参加者に通知する。
2　入札参加者は、開札に立ち会う場合は、入札指名通知書の写し等本人確認ができるものを持参し、必要な審査を受けなければならない。ただし、開札の日時を過ぎた場合及び本人確認ができるものを持参しなかった場合は、開札の会場に入ることはできない。なお、立ち会いは、入札書を作成した入札参加者のみ行うことができる。

第 12　公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2　入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
3　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

第 13　入札の中止等

ＮＥＸＣＯ総研は、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められたときは、当該入札者の入札参加を停止若しくは入札の執行を延期又は中止する。

第 14　入札の無効

入札公告（又は手続開始の公告）に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札を無効とする。
2　次の各号の一に該当する場合は、入札を無効とする。
なお、第 7 号から第 9 号までの一に該当する場合は、再度入札に参加することができない。
一　入札金額が訂正してある場合
二　入札者の記名、押印が欠けている場合
三　誤字、脱字（数字の脱落を含む。）等により、意思表示が不明確な場合
四　入札書に条件が付されている場合
五　同一入札者の入札書が 2 通以上提出されている場合

六　再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額で入札されている場合
七　同一事項の入札について、入札参加者が他の入札者の代理をしていると認められる場合
八　明らかに連合によると認められる入札を行った場合
九　係員の職務の執行を妨害している入札を行った場合
十　前各号に掲げる場合のほか、ＮＥＸＣＯ総研の指示に違反し、又は必要な条件を具備していない場合

第 15　落札者の決定

落札者は、契約制限価格の範囲内において、最も総合評価点の高い者で、第 14 の規定に該当しない入札を行った者とする。

ただし、落札予定者の入札金額が、その入札金額では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその入札金額で契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適当であると認められるときは、落札予定者としないものとする。

2　契約制限価格の範囲内の最も総合評価点の高い者の入札が、第 14 の規定により無効となった場合又は前項の規定により入札者が落札予定者とされなかった場合には、ＮＥＸＣＯ総研は契約制限価格の範囲内においてその次に総合評価点の高い者を落札予定者とするものとする。

3　当該最も総合評価点の高い者（前項の規定による場合は、その次に総合評価点の高い者）の入札価格が第16に示す低入札価格調査の対象となる場合には、落札決定には至らず、入札を保留のうえ低入札価格調査を実施し、当該調査等の請負契約の内容に適合した履行がなされると認めた場合には、当該最も総合評価点の高い者（前項の規定による場合は、その次に総合評価点の高い者）の入札価格により入札した者を落札者として決定する。

4　落札者決定後、落札者は第19及び契約書第4条の規定に基づき契約の保証を付する。ＮＥＸＣＯ総研は上記契約の保証の提出を受けたとき、当該落札者に対し契約締結決定通知書を送付することとし、当該落札者の入札額に所定の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって、契約を締結することとする。

第 16　低入札価格調査

当該調査等の入札手続においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、最も総合評価点の高い入札価格が低入札調査基準価格未満であった場合には、第 15 第 3 項に示すとおり、落札者の決定の手続に至らず、入札手続を保留し、当該最も総合評価点の高い者を対象として、低入札価格調査を実施する。

2　低入札価格調査対象となった入札者は、ＮＥＸＣＯ総研に対し、低入札価格調査に関する資料の提出やヒアリング等について協力しなければならない。第 9 第 3 項に示すとおり、いかなる理由があっても辞退をすることは認めらないものとする。

3　低入札価格調査の結果、低入札価格調査対象となった入札者の入札価格により、当該調査等の請負契約の内容に適合した履行がなされると認めた場合は、以後、第 15 及び第 19 に示す落札者決定手続きに移行する。

4　低入札価格調査の結果、低入札価格調査対象となった入札者の入札価格により、当該調査等の請負契約の内容に適合した履行がなされないと認めた場合、ＮＥＸＣＯ総研は、当該入札者のし

た入札を無効としたうえで、契約制限価格の制限の範囲内においてその次に総合評価点の高い入札者を落札者とし、第 15 に示す落札者決定手続きに移行する。

5　ＮＥＸＣＯ総研は、落札者の決定後、第 11 に規定するとおり、入札参加者に対し、落札者名等を電子メールにより連絡する。

6　低入札価格調査対象とならなかった入札者においては、上記第 4 項に示す手続を踏まえ、上記第 5 項に示す落札者決定を知るまでの間は、引続き当該調査等の契約が可能となる配置予定技術者の確保など体制を維持すること。

7　低入札価格調査にあたり、上記第 2 項に示す資料の提出やヒアリング等に協力の無い場合及び虚偽の記載や虚偽の報告をした場合、ＮＥＸＣＯ総研は、その事実を知った時点において、当該行為を原因として、契約解除、成績評定に基づく成績評定点の減算措置、競争参加資格停止措置等の必要な措置を講じることがある。

第 17　再度入札

開札の結果、契約制限価格の範囲内の入札が得られないときは、当初と同じ入札者によって、1 回を限度として再度の入札を行い、第 15 の規定と同様の措置により落札予定者を決定する。

なお、再度入札に付しても契約制限価格の範囲内の入札が得られないときは、最低価格の入札者から順に契約の交渉を行う場合がある。

第18　同評価点の入札者が2者以上ある場合の落札予定者の決定

最も総合評価点の高い者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札を行った2者以上の者にくじを引かせて、落札予定者を決定するものとする。

2　前項の場合において、当該入札を行った者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のないＮＥＸＣＯ総研の社員にくじを引かせるものとする。

第 19　契約の保証

契約書第 4 条の規定に基づき付するものとする。ただし、通知書等により免除された場合は、この限りではない。

2　落札者は、契約書第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき契約保証金を納付しようとする場合は、落札後 7 日以内に契約金額の 10 分の 1 以上の現金をＮＥＸＣＯ総研の指定する口座に振り込まなければならない。

3　落札者は、契約書第 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づき契約金額の 10 分の 1 以上に相当する道路債券にＮＥＸＣＯ総研を質権者とする質権を設定する場合は、落札後 7 日以内に行わなければならない。

4　落札者は、契約書第 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づき契約金額の 10 分の 1 以上に相当する銀行、金融機関又は保証事業会社による保証を付する場合は、落札後 7 日以内に当該保証書をＮＥＸＣＯ総研に提出しなければならない。

5　落札者は、契約書第 4 条第 1 項第 4 号の規定に基づき契約金額の 10 分の 1 以上に相当する公共工事履行保証証券による保証を付する場合は、落札後 7 日以内に当該証券をＮＥＸＣＯ総研に提出しなければならない。

6　落札者は、契約書第4条第1項第5号の規定に基づき契約金額の10分の1以上に相当する履行保証保険契約による保証を付する場合は、落札後7日以内に履行保証保険契約を締結し、その保険証券をＮＥＸＣＯ総研に寄託しなければならない。

7　低入札調査の結果落札者とされた者が付する契約の保証については、前5項中「契約金額の10分の1以上」とあるのを「契約金額の10分の3以上」と読み替える。

第20　契約上の注意事項

落札者は、ＮＥＸＣＯ総研所定の書式により契約書を作成し、契約締結決定通知の日の翌日から起算して14日以内に記名押印の上、提出しなければならない。ただし、ＮＥＸＣＯ総研の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2　前項の場合において、落札者が契約書に記名押印しないとき又はＮＥＸＣＯ総研が契約書に記名押印しないときは、当該契約は確定しないものとする。

3　前項の場合において、契約締結決定通知後、正当な理由がなく落札者が記名押印しないときは当該契約が確定しなかった旨を、ＮＥＸＣＯ総研が契約書に記名押印しないときはその理由を明示してその旨をそれぞれ通知する。

第21　設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問がある場合には、書面により指示書別紙に示す契約担当部署へ指示書別紙に示す期間内に提出するものとする。質問は書面（様式自由、ただし規格はA4判、社印の押印があるもの。）により行うものとし、契約担当部署へ電子メールで送付後、原本を持参又は郵送により提出するものとする。

2　前項の質問に対する回答は、契約担当部署において、入札者に電子メール等にて回答する。

第22　入札に参加する上での不正行為防止に関する事項の承諾

入札者（全ての役員、社員、支配人又は使用人）は、次の各号に掲げる行為を一切行わないものとする。

一　刑法96条の3第1項に規定する競売入札妨害若しくは同条2項に規定する談合又は同法198条に規定する贈賄

二　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律3条に規定する私的独占及び不当な取引制限

三　前二号に掲げる行為を行う目的で、ＮＥＸＣＯ総研の役員又は社員と接触すること

四　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をすること

五　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること

六　監督又は検査の実施に当たりＮＥＸＣＯ総研の社員の職務の執行を妨げること

七　正当な理由がなくて契約を履行しないこと

八　ＮＥＸＣＯ総研に提出する書類に虚偽の記載をすること

九　その他ＮＥＸＣＯ総研に著しい損害を与えること

十　前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用すること

十一　前各号に掲げる場合のほか、法令又はＮＥＸＣＯ総研の諸規程等に違反するなど、不正又は

不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる行為

2　入札者（全ての役員、社員、支配人又は使用人）は、前項に規定する不正又は不誠実な行為がある事実を知ったときは、速やかにＮＥＸＣＯ総研に届け出るものとする。

3　第1項及び第2項に反したときは、契約書の規定に基づく違約金の請求を受けることについて、異議のないこと

入　札　者　に　対　す　る　指　示　書（別　紙）

（調査等名）　　○○○年度　○○○○○○○○○○○○

第１　入札者に対する指示書（以下「指示書」という。）第４第１項 及び 第２１第１項に規定する契約担当部署は、次のとおりである。

株式会社高速道路総合技術研究所　総務経理部　総務課
（住　　所）〒194-8508　東京都町田市忠生一丁目４番地１
（電話番号）042-791-1699
（Ｆ　Ａ　Ｘ）042-791-3717

第２　指示書第２１第１項に規定する期間は、次のとおりである。

年　　月　　日（　）から　　年　　月　　日（　）までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く、毎日午前10時から午後4時まで。

第３　指示書第２１第２項に規定する期間は、次のとおりである。

質問を受理した日から７日間　土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く、毎日午前10時から午後4時まで。

様式第1号

使　用　印　鑑　届

使用印　　実　印

上記の印鑑は、入札及び見積に参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいのでお届けします。

令和　　年　　月　　日

住　所
会社名
代表者　　印

様式第２号【代理人に委任する場合】

委任状及び印鑑証明書

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1　代理人

会　　社　　名：

所属部課等名：

氏　　名：

2　委任した権限

一　（調査等名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の入札及び見積に関すること。

二　一に関し、復代理人を選任すること。

三　・・・・・・・・・・

なお、代理人が本入札及び見積に使用する印章は次のとおりである。

代理人印　　代表者印

令和　　年　　月　　日

住　所

会社名

代表者　　印

様式第３号【復代理人に委任する場合】

委任状及び印鑑証明書

私は、下記の者を復代理人と定め、次の権限を委任します。

1　復代理人

会　　社　　名：

所属部課等名：

氏　　名：

2　委任した権限

一　（調査等名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の入札及び見積に関すること。

なお、復代理人が本入札及び見積に使用する印章は次のとおりである。

復代理人印　　代理人印

令和　　年　　月　　日

住　所

会社名

代理人　　印

様式第４号【代表者が入札する場合】

入　　札　　書

金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（調査等名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入札者に対する指示書承諾の上、上記の金額により入札いたします。

備考　上記金額に所定の消費税及び地方消費税相当額を加算した額が申込みに係る価格である。

令和　　年　　月　　日

住　所
会社名
代表者　　印

株式会社高速道路総合技術研究所　　殿

様式第４号の２【代理人が入札する場合】

入　　札　　書

金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（調査等名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入札者に対する指示書承諾の上、上記の金額により入札いたします。

備考　上記金額に所定の消費税及び地方消費税相当額を加算した額が申込みに係る価格である。

令和　　年　　月　　日

住　所
会社名
代理人　　印

株式会社高速道路総合技術研究所　　殿

様式第４号の３【復代理人が入札する場合】

入　　札　　書

金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（調査等名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入札者に対する指示書承諾の上、上記の金額により入札いたします。

備考　上記金額に所定の消費税及び地方消費税相当額を加算した額が申込みに係る価格である。

令和　　年　　月　　日

住　所
会社名
復代理人　　印

株式会社高速道路総合技術研究所　　殿

様式第５号

令和　　年　　月　　日

株式会社高速道路総合技術研究所
代表取締役社長　　殿

住　所
会社名
代表者　　㊞

入　札　辞　退　書

（調査等名）

標記について、都合により入札を辞退します。